

広島県告示第三百三十六号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十五年四月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	医療法人社団大仁会 大石病院
所在地	福山市川口町一丁目七番一―号
撤回年月日	平成二十五年四月一日